

ヘッジ取引に係る更正処分の取消訴訟判決に対する控訴について

各 位

当社(社長:木村康)は、原油のヘッジ取引に関して東京国税局が行った更正処分の取消しを求め、東京地方裁判所に訴訟を提起していましたが、2010年12月14日に当社敗訴の判決の言い渡しを受けました。

当社は、本日(12月24日)、この判決を不服として、東京高等裁判所に控訴いたしました。

東京高等裁判所での控訴審における訴訟手続におきましても、本件ヘッジ取引につき当社が行った 税務上の処理が、法人税法および関係法令の諸規定に照らして適法なものであったことについて、鋭意主張してまいり所存です。

以 上